## 令和2年6月3日 参議院本会議

## ○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

会派を代表し、ただいま議題となりました公益通報者保護法の一部 を改正する法律案について質問いたします。

まず、法案の質問に先立ち、憲法審査会の問題について申し上げます。

参議院では憲法審査会が二年半近くも開かれていないという異常な 状態が続いており、このままでは国民の負託に応えられないばかり か、参議院の存在意義すら疑われます。

日本維新の会は、今国会でも林芳正会長に二度も開催要請を行いましたが、残念ながらいまだに開催されていません。開催の見通しが立たないのであれば、私たちは会長の不信任動議を提出いたします。是非、各党各会派の皆様におかれましては、今国会での憲法審査会の開催に向けて御協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、公益通報に関連して、まず、麻生財務大臣に伺います。

森友学園の国有地売却問題、いわゆる森友事件で、公文書の改ざん 作業を強要された元近畿財務局職員の赤木俊夫さんが二年前の三月七 日に自死されました。改めて御冥福をお祈りいたします。

その赤木さんが残した遺書が、三回忌を迎えた今年三月に公表されました。この遺書は、刑事罰を受けるべき者として当時の佐川理財局 長ほか財務省の幹部職員の実名を挙げ、国有地売却をめぐる背任罪や 公文書改ざんをめぐる公文書変造罪を訴える命懸けの内部告発書でありました。

なぜ赤木さんは生前に公益通報制度を利用して不正を告発することができなかったのでしょうか。その理由は、残された遺書の文章からもよく分かります。察するに、総理夫人が関わる事件で内部通報をしても、財務省から仕返しをされるし、検察に告発しても全ての責任を自分に押し付けられるに違いないと確信したのでしょう。

それだけではありません。当時、匿名の通報も受理することや、通報者に不利益な扱いがあった場合の救済措置を定めた公益通報者保護法の規則を改正する通知を、財務省は何と三か月以上も放置していました。実際に近畿財務局へ通知が届いたのは、赤木さんが自死された後のことです。新規則が近畿財務局にも適切に周知されていたならば内部通報のハードルは低くなり、赤木さんが内部通報制度を利用した可能性も否定できません。赤木さんの死は、内部通報制度の機能不全

を訴えているとも言えます。

残された遺書では、公文書改ざんについては全て佐川氏が指示を出していたことなど、財務省の調査報告書には記載されていない新しい事実が明らかにされています。安倍総理や麻生大臣は再三、再調査するつもりはないと発言されていますが、財務省の調査報告書には、今後、新たな新事実が明らかになるような場合には更に必要な対応を行っていくことになると記されています。

そうであるならば、当然、遺書に残された新事実に基づいて改めて 調査すべきではないでしょうか。また、本法案が成立して、新たな内 部通報があった場合には再調査するということでよろしいですね。併 せて麻生大臣にお尋ねいたします。

それでは、法案の内容について、以下、衛藤消費者及び食品安全担当大臣に伺います。

十四年前に施行された公益通報者保護法の目的は、公益通報者を保護し、国民生活の安定及び経済社会の健全な発展を図ることにあります。同法の附則第二条は、施行後五年をめどとして施行状況を踏まえ必要な措置を講ずるとしています。

現行法においては、保護すべき通報者や通報対象事実の範囲が狭過

ぎるなど問題点が多々指摘されてきたにもかかわらず、改正は先送り されてきました。現行法が果たしてきた役割と問題点をどう認識して いますか。なぜ改正案の提出にこれほどまでの時間を要したのでしょ うか。御答弁願います。

通報対象事実について、現行法では刑事罰の担保により限定され、 最終的に刑事罰が科せられる法令違反行為とされています。改正案で は消費者委員会答申に基づき過料の対象となる規則違反行為、つまり 行政罰が加えられました。しかし、法の実効性を確保するためには更 に条例などの法令全般に適用されるべきと考えますが、いかがでしょ うか。

現行法の通報対象事実の範囲は、国民の生命、身体、財産その他の利益に関わる法律に限定されています。その他の利益という広範な文言も入っていますが、現在の法目的による限定が十分に機能しているとお考えでしょうか。通報件数が多い各種税法や補助金適正化法のほか、昨今の政治家や官僚の不祥事を鑑みますと公文書管理法や国家公務員法、政治資金規正法などを追加し、通報対象事実の範囲を拡大してしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

現行法の対象となる法律は、令和元年九月現在で、法の別表と政令

に掲げられた四百七十本です。公益性の観点から社会的対処が必要な事実にも対応すべく、その他公益に重大な影響を及ぼす場合といった包括条項を置く方式も政府に提案されたと聞いていますが、対象法律の限定列挙する法律は見直されていません。なぜでしょうか。今後もこの方針を貫くお考えでしょうか。

改正案では、内部通報体制の整備について、事業者は、公益通報対象業務従事者を定め、公益通報に適切に対応するために必要な体制整備その他の必要な措置をとることになります。しかし、事業者がとるべき必要な措置に関しては、内閣総理大臣が必要な指針を定めるとして、具体的な内容は規定されておりません。これでは指針の内容次第では規制が骨抜きになってしまいます。法の実効性を高めるために、事業者がとるべき措置は指針で定めるのではなく、法律に明記すべきではないでしょうか。指針で定める理由はどこにあるのかお答え願います。

また、消費者庁が策定している既存の各種ガイドラインにも内部通報制度の整備、運用に関する記述がありますが、このガイドラインと指針のダブルスタンダードで混乱が生じることはないのでしょうか。 併せて伺います。 常時雇用の労働者三百一人以上の事業者は全国で約一万七千あると言われています。これほどの多くの事業者の内部通報体制の整備状況をどう判断、検証するのでしょうか。地方支分部局という現場を持たない消費者庁で対応できるのでしょうか。適正で円滑な執行に向けて消費者庁内部の体制を構築していく計画はあるのでしょうか。このような業務は、本来、全国に出先機関を持って労働行政をこなす厚生労働省が主体となるべきと考えますが、いかがですか。

現行法は通報者に対する不利益取扱いを禁じていますが、事業者に対して不利益取扱いの是正や抑止に資する行政措置や刑事罰は設けられておりません。消費者委員会答申では、不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置の導入が求められましたが、改正案では見送られました。

この最も重要な対策が抜け落ちたのは、経済界の意向に加え、消費者庁に不利益取扱いの事実認定をするマンパワーがないからだと言われていますが、本当でしょうか。相次ぐ不祥事を起こす企業ではなく、通報者を保護すべきですし、事実認定をする消費者庁の負担が大きいのであれば、これも労働紛争を扱う厚生労働省の労働局に任せればよいのではないでしょうか。明快な答弁を求めます。

以上、日本維新の会を代表しての私の質問を終わります。(拍手) 〔国務大臣衛藤晟一君登壇、拍手〕

○国務大臣(衛藤晟一君) 松沢議員にお答えいたします。

まず、現行法の役割と問題点、法案提出に時間を要した理由についてお尋ねがありました。

公益通報者保護法の施行後、大企業や行政機関を中心に内部通報制度の整備が進むなど、制度の普及が進んだ一方、その実効性に課題があり、公益通報制度が十分機能していれば早期の是正が期待し得た事業者の不祥事が後を絶たない状況があります。

消費者庁としては、現行法の施行後、法の施行状況調査、ガイドラインの策定、改正、制度の周知、広報など、制度の実効性向上に必要な対応を行ってきたところですが、こうした状況を踏まえ、消費者委員会も含め法改正に向けた検討を進めてまいりました。

ただ、検討に際しては、積極的な立場と慎重な立場の意見の隔たりが大きい論点も多く、関係者間の調整を丁寧に進める必要があったところです。

こうした制度の実効性向上に向けた取組や調整の結果、今国会においてこの改正法案の御審議をお願いすることとなったものです。

次に、罰則等による通報対象事実の限定についてお尋ねがありました。

この法律においては、どのような行為が通報対象事実として保護の対象になるかは、通報者と事業者双方にとって明確であることが必要です。また、今般の改正においては、保護要件の緩和、守秘義務違反に対する刑事罰の導入などの大幅な見直しがなされているため、通報対象事実はそれに対応する必要があります。このため、今回の法案改正では、刑事罰や行政罰で担保される行為を通報対象事実としたところです。

次に、法目的による通報対象事実の限定についてお尋ねがありました。

この点に関しては、消費者委員会の議論でも、対象となる法律がどの程度広がるのか不明瞭であるという意見や、行政機関等の負担増大による体制面の懸念があるという意見があり、法目的の限定を外した場合、公益通報と消費者の生活や利益との関連性が希薄となることの妥当性が問題となります。政府としては、今後、法改正案成立後の施行状況等を分析しつつ、必要な対応を検討してまいります。

次に、この法律の対象になる法律の規定の方式についてお尋ねがあ

りました。

御指摘のように、対象法律を列挙しない法律とした場合、通報者にとっても事業者にとってもその通報が保護の対象に含まれるのか不明確になってしまうと考えられます。消費者委員会の答申でも、対象法律を列挙する法律を取りやめることには、対象法律を特定目的の法律に限定しないこととした場合に検討すべき課題として位置付けられており、法律の目的による限定を維持する今般の改正法案では、これまでと同じく対象法案を列挙する方式としたものです。

次に、内部通報体制の整備に関する指針についてお尋ねがありました。

体制整備義務の実効性を確保するためには、実施すべき事項をある程度詳細に定めておくとともに、臨機応変に改正する必要があるため、その内容は法律ではなく指針に定めることとしました。また、御懸念のような混乱が生じないよう、改正法案が成立した後、改正内容を踏まえ、関係者の御意見も聞いて、各ガイドラインと指針の在り方を検討してまいります。

次に、事業者における内部通報体制の整備状況を確認するための体 制整備についてお尋ねがありました。 事業者の内部通報体制整備の実効性を確保する観点から、消費者庁としては、事業者の重大な不祥事を注視し、必要に応じて事業者に報告を求めるとともに、消費者庁に設置する一元的相談窓口を広く周知して労働者などから端緒情報を受け付けるなど、体制整備の状況について確認したいと考えております。この際、必要に応じて厚生労働省を含む関係行政機関と連携強化していくことを想定しております。

今後、事業者の体制整備義務の整備状況を確認するため、関係省庁とも連携を強化するほか、より一層、消費者庁内でも体制整備を進めてまいります。

次に、不利益取扱いに対する行政措置を行うための体制整備についてお尋ねがありました。

政府としては、不利益取扱いに対する行政措置を導入するには、事 実認定や執行体制について更に検討が必要な課題があるものと考えて います。特に、解雇その他の不利益取扱いが公益通報を理由とするこ との因果関係に関する事実認定を行うことは困難との課題は、執行の 主体が消費者庁であっても厚生労働省であっても変わりないと認識し ております。こうした点も踏まえ、現時点において不利益取扱いに対 する行政措置を導入することは困難であると判断したものです。 以上でございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 松沢先生から一問お尋ねがあっております。

近畿財務局の職員が亡くなられたことにつきましては、残された御家族、御遺族の気持ちを思うと言葉もなく、静かに謹んで御冥福をお祈りするものであります。

文書改ざんの問題、これは極めてゆゆしきことであって、誠に遺憾 の極み、深くおわびを申し上げなければならないと考えております。

財務省の調査報告書は、文書改ざんなどの一連の問題について、財務省としても説明責任を果たすという観点から、できる限りの調査を 尽くした結果をお示ししたものであります。

その上で、調査報告書におきましては、一連の問題行為は佐川元局 長が方向性を決定付け、近畿財務局職員の抵抗にもかかわらず、本省 理財局の指示により行われたと結論付けられております。手記と調査 報告書の内容に実質的な違いがあるとは考えられておりませんので、 再調査を行うようなことは考えておりません。

なお、新たな内部通報がなされた場合につきましては、今般の改正

法案等を踏まえまして、適切に対応してまいります。(拍手)